

令和4年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第259回定例会

12月27日開会

12月27日閉会

第 259 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 4 年 12 月 27 日 (火曜日)

出席議員(15名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 管原研治君	8番 村上満君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

欠席議員(3名)

2番 佐久間儀郎君	3番 渡邊誠君
17番 菊池修一君	

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	副町長 奥山隆明君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
教育長 船迫邦則君	会計管理者 水戸卓司君
総務課長 阿部和之君	企画財政課長 向山恒雄君
滞納整理課長 半沢正宏君	介護保険課長 大内豊君
業務課長 阿部直樹君	消防長 佐々木保方君
次長 半澤正勝君	管理課長 遠藤次男君
警防課長 阿部和弘君	指令課長 佐藤信浩君
教育次長 加藤雅章君	仙南芸術文化センター館長 玉渕博之君
企画財政課長補佐 犬飼育君	業務課長補佐 佐藤貴之君

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 関場幸江君
------------	----------

議事日程

令和4年12月27日（火） 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸報告
 - 第4 第12号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第13号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第14号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 第5 第15号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
 - 第6 第16号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
第17号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算（第2号）
- 午前10時49分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第12号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第13号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第15号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第16号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第17号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午前10時 開会

○議長（小川正人君） 開会に先立ちまして御紹介申し上げます。

去る12月13日に丸森町長選挙が告示され、その結果、保科郷雄さんが無投票で当選され、引き続き当組合理事に御就任されることになりました。

この際、保科理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思えます。

○理事（保科郷雄君） 皆さん、おはようございます。ただ今紹介いただきました丸森町長の保科でございます。先ほど紹介がございましたように、12月の町長選挙におきまして、多くの町民の支持を得て、そしてまた、本日お集まりの皆様方の力強いご支援の中で、4たびの栄に浴することができました。心から感謝とお礼を申し上げたいという風に思います。

丸森町では人口減少、過疎の問題、そしてまた災害が大変多い町でございます。通称丸森町では、災害町長と呼ばれている状況でございます。4期目はどんな災害が来るのかという風な、変な期待をされているところでもございます。その期待を裏切るように、町民の安心、安全をしっかりと確保しながら、町政の発展、そしてまた皆さんとともに仙南地区の発展のために御尽力していきたいという風に思いますので、ぜひ皆様方の御指導、ごべんたつのほどをよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小川正人君） これより、第259回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めております。

本日の会議に2番佐久間儀郎君、3番渡邊誠君、17番菊池修一君から欠席の届出があります。

ただ今の出席議員数は、15名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番渡部英幸君、15番眞壁範幸君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第259回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、行政報告であります。はじめに、宮城県南部における消防指令業務の共同運用についてであります。

このことにつきましては、当組合、名取市及び亘理地区行政事務組合において共同運用を行うこととし、各団体の議会に対しまして、地方自治法に基づく協議会設置のための議案を上程する予定としておりました。

しかし、議員御承知のとおり、去る12月16日に開催された名取市議会定例会におきまして、共同運用を行うための協議会を設置する議案が賛成少数で否決されたところであります。

その後、名取市長から当組合に連絡があり、今回の3消防本部による指令業務の共同運用については、断念したい旨の申出がありました。

このことから、当組合及び亘理地区行政事務組合において、今後の対応について協議いたしました結果、今回の消防指令業務の共同運用につきましては困難であると判断したところであります。

なお、この度はこのような結果となりましたが、隣接する消防本部間の災害対応につきましては、これまでと同様の連携を図ってまいり所存であります。

議員各位に対し、御心配をおかけしましたこと、お詫び申し上げますとともに、今後は、組合単独で消防通信指令設備等の更新を図ってまいりますので、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

次に、本年8月1日の議会定例会で報告いたしました3月に発生した地震に伴う衛生処理施設の被害措置状況のその後についてであります。

残っておりました仙南クリーンセンターの外壁等災害復旧工事ではありますが、11月30日に完了いたしました。

これにより、3月の地震に伴う災害復旧工事の全てが終了いたしました。

最後に、農林業系廃棄物の焼却処理についてであります。

令和4年度分の焼却処理が12月1日に終了いたしました。

今年度は、蔵王町及び川崎町の稲わら並びに角田市、蔵王町及び川崎町の牧草を焼却し、焼却量は合計で748.74トンとなりました。

残すは、七ヶ宿町と丸森町の牧草、約1,320トンとなっており、令和6年8月末までに焼却処理を行う予定となっております。

今後とも、圏域住民の安全・安心に十分配慮した環境管理体制の下で処理を行ってまいりますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御報告をいたします。

日程第4 第12号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第13号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第4、第12号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から第14号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの計3議案を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第12号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第13号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び第14号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に伴う条例改正となりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本年8月、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、ボーナスにつきましても同様に引き上げるよう勧告いたしております。

この勧告に鑑み、国は一般職の給与法を改正し、特別職の給与法につきましても一般職に準じた改正を行っております。

また、宮城県の人事委員会も県に対し、同様の勧告を行っているところであります。

当組合におきましては、これまでも人事院や県の人事委員会の勧告に準じて給与改定を行ってきたことから、今年度もこれらの勧告どおり、助役及び一般職職員のボーナス

等の改定を行うとともに、会計年度任用職員の一般職の給料表につきましても、所要の改定を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第12号議案から第14号議案までにつきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この3つの条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に伴う、組合助役及び一般職職員のボーナスの支給割合の改定を行うとともに、一般職及び会計年度任用職員の給料表の改定を行うものであります。

はじめに、第12号議案、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例になります。

参考資料の1ページをお開き願います。

この一部改正する条例の概要の資料を用いて説明させていただきます。

中段の改正の概要、要点を御覧願います。

まず、第1条関係ですが、ボーナスについて、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を3.25月から3.30月となるよう改定するものであります。

なお、本年度の支給にあたりましては、引き上げた0.05月分を本年12月期の期末手当に配分するものであります。

次に、第2条関係になります。

第1条関係の改正により、期末手当の年間の支給月数を3.25月から3.30月に引き上げましたが、令和5年度以降の支給にあたりましては、それを6月期と12月期において、均等に支給するよう改定するものであります。

最後に施行期日になりますが、第1条関係の改正は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用。

第2条関係の改正は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、第13号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例になります。参考資料の3ページをお開き願います。

改正の概要、要点を御覧願います。

まず、第1条関係の(1)になりますが、給料表の改定になります。

初任給を引き上げるとともに、20歳代半ばまでの職員が在籍する号俸を重点的に引き上げ、全体で平均0.3%増額となるよう給料表を改定するものです。

なお、この給料表の改定は、本年4月1日に遡り改定するものです。

次に(2)になりますが、ボーナスの改定になります。

再任用職員以外の職員のボーナスの支給月数を0.10月分引上げ、年間の支給月数を

4.30月から4.40月に、再任用職員のボーナスの支給月数を0.05月分引上げ、年間の支給月数を2.25月から2.30月となるよう改定するものであります。

なお、引上げ分は本年12月期の勤勉手当に配分するものであります。

次に、4ページを御覧願います。第2条関係になります。

第2条関係の改正により、ボーナスの引上げ分を12月期の勤勉手当に配分しましたが、令和5年度以降の支給にあたりましては、第12号議案の常勤特別職と同様に、勤勉手当の6月期と12月期の支給が均等になるよう改定するものです。

最後に施行期日になりますが、第1条関係の改正は、公布の日から施行し、(1)の給料表の改正は令和4年4月1日から適用、(2)のボーナスの改正は令和4年12月1日から適用。

第2条関係の改正は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

最後に、第14号議案、組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例になります。

参考資料の13ページをお開き願います。

改正の概要、要点になりますが、当組合職員の給与条例に倣い、給料表の一般職について所要の改定を行うものです。

次のページの新旧対照表を御覧願います。

会計年度任用職員の給料表の一般職につきましては、御覧のとおり1号給から5号給まで定めております。

この金額は、行政職給料表の1級1号俸から1級5号俸までに倣って定めておりますので、行政職給料表が改定されたことから、御覧のとおり改定するものであります。

最後に施行期日になりますが、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用しようとするものです。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第12号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第15号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等
の一部を改正する等の条例

○議長（小川正人君） 日程第5、第15号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第15号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げられるとともに、管理監督職員に対する勤務上限年齢制などの諸制度が導入されることから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第15号議案、組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、地方公務員法が改正され、地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げらえるとともに、管理監督職員に対する勤務上限年齢制などの諸制度が導入されることから、関係条例について所要の改正等を行うものであります。

参考資料の18、19ページをお開き願います。

はじめに、18ページの改正等をする条例案を御覧願います。

定年引上げに関する条例の改正は、第15号議案の組合職員の定年等に関する条例等の

一部を改正する等の条例により、下記の①の職員の定年等に関する条例から⑥の職員の懲戒の手續、効果等に関する条例までの一部改正を行い、⑦の職員の再任用に関する条例の廃止を行うものであります。

19 ページの資料の改正の概要、要点を御覧願います。

1 番の職員の定年等に関する条例の一部改正になります。

(1)になります。定年の引上げにより、職員の定年を 65 歳に改めるものです。

なお、附則に定年に関する経過措置を設けておきまして、職員の定年は、令和 5 年度以降、2 年ごとに段階的に引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となるよう改めるものです。

(2) になります。管理職手当の支給を受けている管理監督職員が 60 歳に達したとき、次の 4 月 1 日までの間に非管理監督職に降任、降給させる管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を定めるものです。

(3) になります。60 歳を超えた者は、本人の希望により新たな定年退職日までの間に再任用短時間勤務をできることとしております。

定年の引上げにより、65 歳までフルタイムで勤務することが原則となります。60 歳に達した職員の中には、健康上の理由や人生設計上の理由などにより、多様な働き方を望む者もいるかと思えます。

このため、60 歳以降、定年に達する前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職で再任用することができるように、定年前再任用短時間勤務制を導入するものです。

(4) になります。59 歳に達する職員に対し、情報提供を行い、60 歳以後の勤務の意思を確認する制度を導入するものです。

次に、2 番の職員の給与に関する条例の一部改正になります。

(1) になります。再任用職員制度が廃止されることから、従前の再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に対するものとするため所要の調整を行うものです。

(2) になります。当分の間、60 歳に達した者の次の 4 月 1 日以降の給料は、以前の給料の 7 割とし、役職定年により降任された管理職員については、給料が降給前の給料の 7 割に満たない場合は、その額まで差額を支給するものです。

次のページの 3 番、職員の育児休業等に関する条例の一部改正と 4 番、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、従前の再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に対するものとするため所要の調整を行うものです。

5 番の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理するものです。

次に、6 番の職員の懲戒の手續き、効果等に関する条例の一部改正になります。

降任、降給となった者が減給処分を受けているときの減給額は、労働基準法の理念に基づき、そのときに支給される給料の 10% を上限と定めるものです。

原則として、処分発令日の減給額が維持される一方で、職員の生活保障の観点から、給料月額の変動があった場合には、減給額の上限は現に受ける給料の10%相当額にとどめることとするものです。

7番につきましては、定年引き上げに伴い、これまでの再任用職員制度が廃止されることから、職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

次に、8番の改正等条例附則関係になります。

附則として、(1)から(5)までの経過措置を設けておりますが、(2)におきましては、令和13年度までの間、廃止前の再任用職員制度と同等の制度として暫定再任用制度、暫定再任用短時間勤務制度を置くための附則を定めております。

(6)になりますが、地方公務員法の改正に伴い条ずれが生じたため、附則において、アからウまでの条例の改正を行うものです。

最後に施行期日になりますが、この条例は、令和5年4月1日から施行し、準備行為関係は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第15号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第16号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第3号)

第17号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

○議長（小川正人君） 日程第6、第16号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号及び第17号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第16号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予

算第3号及び第17号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億473万円を追加し、予算の総額を47億6,521万8,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳入予算では、家庭ごみ手数料、物品売払収入及び仙南クリーンセンターの売電収入において増収が見込まれることから、使用料及び手数料、財産収入並びに諸収入において増額補正を行うとともに、分担金及び負担金におきましては、市町負担金を3,500万円減額し、徴税费及び衛生費負担金において前年度の実績割の精算、消防費負担金では基準財政需要額割の精算を併せて行ったところであります。

次に、歳出予算では、原油価格高騰に伴う燃料費や電気料などの増額補正を行うとともに、将来における財政負担の軽減を図るため財政調整基金及び消防施設整備基金への積立金を計上いたしております。

そのほか、人事院勧告や人事異動などに伴う人件費の補正を行うとともに、入札執行残などの減額補正を行っております。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、予算の総額を2億6,707万6,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳入予算では、文化庁から補助採択のありました文化芸術振興費補助金などに係る予算を追加し、歳出予算では、一般会計と同様に人件費や電気料などの補正を行うものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第16号議案及び第17号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

はじめに、第16号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号でございます。歳入歳出予算、債務負担行為の設定及び地方債の補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算に1億473万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,521万8,000円といたそうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりで

ございます。

続きまして、4ページお開き願います。

第2表債務負担行為でございます。

今回、新たに3件を設定するもので、遅滞なく事業を執行するため、今年度中に契約行為などの事務手続きを行う必要がありますことから、設定をいたすものでございます。

なお、事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

事業費の確定に伴いまして、消防施設整備事業、災害復旧事業、それぞれ借入限度額の減額変更を行うものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算の主な補正内容について、御説明申し上げます。

補正予算書10ページ、11ページお開き願います。

はじめに、歳入予算でございます。

1款分担金及び負担金では、3,715万1,000円を減額とするものでございます。

内訳でございますが、1項1目市町負担金におきましては、3,500万円を、1項2目東日本高速道路株式会社負担金では、215万1,000円をそれぞれ減額とするものでございます。

ここで、市町負担金の補正内容について、御説明いたしますので、中段の市町負担金の内訳書を御覧下さい。

はじめに、徴税费です。徴税费負担金では、令和3年度の徴収金額や移管件数の実績確定により、精算を行ったほか、人事異動や育児休業取得者に係る人件費などの減によりまして、300万円を減額とするものであります。

次に、衛生費負担金では、まず、あぶくま斎苑におきまして800万円を減額といたしております。予備費との調整により減額とするものでございます。

続きまして、仙南最終処分場につきましては、災害復旧債の公債費償還に係る特別負担金の精算を、仙南リサイクルセンター、仙南クリーンセンター及びし尿処理施設におきましては、前年度の実績割確定に伴い精算を行ったほか、歳入の増収などによりまして、仙南クリーンセンターに係る負担金2,400万円を減額とするものでございます。

次に、消防費負担金では、令和4年度の基準財政需要額割の精算を行ったものでございます。

なお、10ページの左側が、市町負担金の合計額となります。市町間でそれぞれ増減が出ております。詳細につきましては、後ほど、御確認願います。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料では、2,523万8,000円を増額とするものでございます。

1項2目衛生使用料では、斎苑使用料を、2項2目衛生手数料では、ごみ処理手数料や

家庭ごみ処理手数料をそれぞれ増額といたしております。

14ページ、15ページお願いいたします。

上段、3款国庫支出金及び下段の4款県支出金では、事業費の確定に伴いそれぞれ減額とするものでございます。

16ページ、17ページお願いいたします。

上段、5款財産収入では、3,681万9,000円を増額といたしております。

2項1目物品売払収入では、主に仙南リサイクルセンターで処理をしている鉄類やペットボトルの売却単価の高騰により、資源回収物売払代を増額としております。

次に、下段、6款繰入金では、8,323万1,000円を増額としております。

原油価格高騰に伴う、電気料や燃料代の財源不足対応のほか、総合庁舎建替に要する財源確保のため、消防施設整備基金に積替えをするため、増額とするものでございます。

18ページ、19ページお願いいたします。

上段、8款諸収入では、750万2,000円を増額といたしております。

仙南クリーンセンターの売電収入の増収が主な要因でございます。

下段の9款組合債では、1,060万円を減額としております。

1目消防債、2目災害復旧債とも、事業費確定に伴いまして、それぞれ減額とするものでございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

次に、歳出予算でございます。

20ページ、21ページお願いいたします。

1款1項議会費では、248万7,000円を減額としております。

職員の人事異動により、人件費が減額となったものでございます。

22ページ、23ページお願いいたします。

2款1項総務管理費では、221万3,000円を増額とするものでございます。

主な要因でございますが、1目一般管理費では、人事院勧告や職員の人事異動に伴う人件費を、2目財政管理費では、原油価格高騰に伴う総合庁舎に係る総務費分の電気料を増額とするものでございます。

また、24ページ、25ページの2項1目徴税费では、派遣職員や育児休業取得者に係る人件費などで、300万5,000円を減額とするものでございます。

28ページ、29ページお願いします。

3款1項社会福祉費では、67万3,000円を増額とするものでございます。

1目介護保険費では、職員の人事異動に伴う人件費や審査件数の増加に伴い、審査会委員報酬などの経費を増額とするものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止によりまして、書面による審査会の開催回数が増加となっていることから審査委員の費用弁償につきましては、減額とするものでござい

ます。

次に、2目障害福祉費では、介護保険費同様の理由から、費用弁償を減額とする一方、審査判定ソフトの一部変更に伴いまして、市町村審査会資料作成支援システムに係るプログラム変更委託料を追加いたしております。

30ページ、31ページお願いいたします。

4款衛生費では、5,533万4,000円を増額といたしております。

はじめに、1項保健衛生費では、業務課及び5つの斎苑に係る補正で、110万9,000円を増額といたしております。

主な補正内容といたしましては、1目保健衛生総務費では、表の下の方になりますが、あぶくま斎苑の建築物等改良工事の入札執行残を減額とする一方、32ページ、33ページの2目環境衛生費におきましては、原油価格高騰に伴う燃料費や電気料を増額とするものでございます。

34ページ、35ページお願いいたします。

次に、2項清掃費では、各衛生施設に係る補正で、5,422万5,000円を増額といたしております。

主な補正内容といたしましては、1目清掃総務費では、表の下の方になりますが、仙南リサイクルセンターの財産売払収入の増収分を財政調整基金に積立するほか、2目じん芥処理費では、36ページ、37ページの仙南リサイクルセンターに係る施設運転管理委託料などの入札執行残を減額とするものであります。

また、3目し尿処理費では、施設で使用する電気料を増額とするほか、38ページ、39ページの4目家庭ごみ有料事業費では、指定袋の売上増に伴いまして、係る経費をそれぞれ増額とするものでございます。

40ページ、41ページお願いいたします。

5款消防費では、7,210万2,000円を増額といたしております。

はじめに、1項1目日常備消防費では、人勸に伴う補正を行うほか、職員の中途退職者3名に係る人件費や、各委託料等の契約執行残を減額とするものであります。

一方、コロナの感染防止対策費用といたしまして、救急用消耗品の購入費を追加するほか、原油価格高騰に伴う緊急車両の燃料代や、各消防署所の電気代を増額といたしております。

また、42ページ、43ページの24節積立金では、総合庁舎建替整備に必要な財源を確保するため、内部資金、先ほど御説明いたしました財政調整基金をもって、消防施設整備基金に積替えをいたすものでございます。

次に、2目消防施設費につきましては、入札執行残をそれぞれ減額とするものでございます。

44ページ、45ページお願いいたします。

6款教育費では、58万9,000円を減額とするものです。

1項2目事務局費では、職員の人事異動に伴いまして人件費を減額とする一方、将来における財政負担の軽減を図るため、財政調整基金に積立をいたすものでございます。

46ページ、47ページお願いいたします。

上段、7款公債費では、借入利率が低率であったことなどから、379万8,000円を減額、下段の8款予備費では、歳入歳出の調整といたしまして、545万5,000円を減額とするものでございます。

最後に、48ページ、49ページ、9款災害復旧費では、事業費確定に伴い1,015万3,000円を減額とするものでございます。

以上が、一般会計補正予算第3号でございます。

続きまして、補正予算書の61ページを、お開き願います。

第17号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正を行おうとするものでございます。

はじめに、歳入歳出予算でございますが、既定の予算に161万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,707万6,000円といたそうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、62ページ、63ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、64ページお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

今回、新たに2件を追加するもので、遅滞なく事業を執行するため、今年度中に契約行為などの事務手続きを行う必要がありますことから、記載のとおり、事項、期間及び限度額の設定を行うものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な補正内容について、御説明申し上げます。

補正予算書70ページ、71ページお願いいたします。

はじめに歳入予算でございます。

表の下段、8款国庫支出金では、文化施設の活動継続・発展等支援事業といたしまして、当ホールの感染防止対策経費や空調設備の改修工事が補助対象事業として認められましたことによりまして、156万2,000円を増額とするものでございます。

続いて、歳出予算について御説明申し上げます。

72ページ、73ページお願いいたします。

1款仙南芸術文化センター費では、10万4,000円を増額といたしております。

一般会計同様、人事院勧告に伴う補正を行ったほか、職員の中途退職者等の人件費、入札執行残や予算執行残などを減額とする一方、原油価格高騰に伴う電気料を増額とするも

のでございます。

また、74ページ、75ページ上段の2款公債費では、本年10月に借入いたしました利子償還金を追加するほか、下段の3款予備費では、歳入歳出の調整といたしまして、146万3,000円を増額とするものでございます。

以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号でございます。

以上で、第16号議案及び第17号議案の詳細説明を終わります。よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）
討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第16号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第17号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第259回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
御苦勞様でした。

午前10時49分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。
令和4年12月27日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小 川 正 人

署名議員 渡 部 英 幸

署名議員 眞 壁 範 幸